



ふれあい

発行所：鳥取県人権教育推進協議会（県人教）

〒680-0846

鳥取市扇町21 県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）内

電話：0857(22)0578 FAX：0857(22)0593

発行者 岡崎 周治

第45回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会「特別講座」概要

第45回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会「特別講座」を、県内3会場で行いました。コロナウイルス禍での開催ということで、リモートでの講演、参加者の限定、マスクの着用、手指の消毒、体温測定、座席の指定、会場の換気、役員のマスク・フェイスシールドの着用等、考えられるさまざまな感染防止対策を徹底しての開催でした。3会場の合計の参加者数は449名でした。「新型コロナウイルス感染症問題の偏見や差別から学ぶ」というテーマで、3名の講師の方に講演をいただきました。

今回の「特別講座」の開催にあたりましては、鳥取県、西部地区9市町村をはじめ、88団体より後援をいただきました。また、多くの団体から支援金もいただきました。ありがとうございました。加盟・後援団体には、特別講座の様子を記録したDVDを配布させていただきました。ご活用をお願い致します。

第45回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会「特別講座」 日程及び内容

地 区	年 月 日	会 場	参加者数
東部地区	2020年 9月25日（金）	とりぎん文化会館小ホール	146名
中部地区	2020年 10月 8日（木）	倉吉未来中心大ホール	122名
西部地区	2020年 10月20日（火）	米子コンベンションセンター多目的ホール	181名

開会挨拶 鳥取県人権教育推進協議会 会長

岡崎 周治

講演1 「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！」

日本赤十字社 鳥取県支部 事業推進課長

中原 真理子 さん

講演2 「ハンセン病差別と新型コロナ禍差別」 <リモート講演>

九州大学名誉教授

内田 博文 さん

講演3 「既存差別を表出させた新型コロナ差別」 <リモート講演>

公益財団法人反差別・人権研究所みえ 常務理事兼事務局長

松村 元樹 さん

閉会挨拶 鳥取県人権教育推進協議会 副会長

<東部会場>鳥取市人権教育協議会 会長

出脇 敏明

<中部会場>倉吉市人権教育研究会 会長

相見 楓子

<西部会場>米子市人権・同和教育推進協議会 会長

又野 慎介

今回は、3つの講演のうち、新型コロナウイルス禍で起きている偏見や差別の事象がなぜ起きるのかを、数々の事例をもとに話していただいた、松村元樹さんの講演の内容をお伝えします。

講演要旨

演題 「既存差別を表出させた新型コロナ差別」

講師 (公財) 反差別・人権研究所みえ 常務理事兼事務局長 松村元樹 さん

影響は社会的弱者やマイノリティに深刻に表れる

未解決な差別の問題に新型コロナの問題が位置づいてしまった。新型コロナの影響は、社会的弱者やマイノリティと言われている人々に深刻に表れている。医療面ではもともと持病のある人が重症化しやすいという問題に始まり、経済面では非正規や派遣労働など不安定な就労に就いている人たちの収入が減り、経済的に困窮している。教育面では、オンライン環境の有無や家庭学習の有無で休校中にますます格差を生み出した。休業や自粛がDVや虐待を増加させている。



罹患者に向けた差別

罹患者の家に石が投げ込まれたり、壁に落書きをされたりするという、ハンセン病が難病だった時代に起きた事例が、60～70年後の時代に再び起こっている。平時からマイノリティに対するバッシングや差別が深刻な中、新型コロナに関わって同じ様な事が起こっている。罹患者の家族、医療従事者や関係者の差別被害も深刻だ。タクシーや引っ越し業者から拒否されたという事例、保育園から医療従事者という理由で「敷地に入らないで欲しい」と言われたという事例もある。学校現場では外国、特に中国にルーツのある子ども達に対して「コロナウイルス」という発言があったり、学校を休むと「罹患しているのではないか」と揶揄されたりする等の報告がある。

ネット上での差別も深刻な状況にある。三重県内でのモニタリングの結果、新型コロナをめぐる差別の問題はこれまでに類を見ないほどの投稿内容や量である。ドイツなどではネット上のヘイトスピーチを国が発見した場合、SNS事業者は24時間以内に削除しなければ多額の罰金を払わなければならないというシステムが備わっている。日本でも大手のSNS事業者が国内の利用における差別やヘイトに対して、一定程度の対策を講じていかなければならない状況になっている。

差別が起きる要因

このような差別投稿がされる要因は挙げれば多くあるが、戦時中の戦争反対を訴える人々を非国民として訴え、憲兵に連絡して暴行されたような時代の教訓が生かされていない。自粛警察と言われるような事態が起きている。公正世界仮説、善い行いをしていけば良い結果が生まれるとか、悪いことをしていくと悪い事に巻き込まれるとか、このような心理学的なものが人々の中にある。それをもとに罹患者に対して自己責任が強調されているのではないかと。他にも、政治家による差別や扇情に一部マスコミが便乗、ツイッターを中心として差別やデマが拡散していく等の要因が挙げられる。

課題点として、既存差別がベースとなり、新型コロナ差別が機能している。そのため新型コロナ差別のみへの対策を講じるだけでは問題の本質が解決されない。差別の厳しさゆえに、新型コロナ差別を受けたという不当性を語っているのは罹患していない人のみであり、部落差別や障がい者差別、外国人差別や性的マイノリティの人たちと全く同じような状況が新型コロナでも生じている。

差別問題への基本スタンス

マジョリティは、マイノリティが被る差別被害・生きづらさを、無批判に容認し、支えてしまっているという事を自覚しなければならない。自分たちがマジョリティであることで、如何に社会の中で有利な位置で生きてこれたかを自覚しながら、マイノリティがどんな生きづらさを感じているか学ばなければならない。マジョリティの責任で、マジョリティを教育しながら問題解決していかなければ、深刻な影響をマイノリティにもたらし、生存権すら危ぶまれる状況をマジョリティが生んでいる。

マイノリティの人々が以前から持ってきた思いを理解し、差別解消に取り組んでいくチャンスでもある。だれもが「もし自分が罹患したときに、秘密にしておきたい」と不安に感じてしまう状況にあるのではない。罹患し、治癒した後戻ってきにくい日常の関係性に関しては、暮らしでつながっていくことが重要である。自分が罹患した後、安心して戻って来られる地域の関係性や集団であるかが問われる。部落差別や外国人差別や障がい者差別と同じように、新型コロナ差別を契機にして、今こそ多くの人と共に差別の解消へ向けた取り組みを展開してほしい。

新型コロナ差別を解消する取り組み

まず実態把握をきちんとすべき。人権についての意識調査がよく行われるが、感染症と人権に関わる県民意識を十分に把握できる調査の体をなしていない。その結果、思いやりや温情や優しさで解決できるという中味の無い取り組みになってしまっている。県民の感染症と人権にかかる差別意識をはかる意識調査をする必要がある。コロナ禍はオンラインでの人権啓発や人権教育を後押ししている。県や市町のホームページに今までにないほどのアクセスがあるので、ホームページで差別の禁止や人権啓発が展開できるようなページを設けて、啓発を行うことも重要だ。国や政府への法整備の要請をすることも重要である。部落差別そのものも条例の中で規制をして、差別行為者に対する対応も謳っているものもある。そのようなものを国や政府に対して求めていく取り組みも必要だ。

講師へのQ&A

参加者からの質問に、3名の講師の先生方から回答をいただきました。その一部を紹介します。

質問 日赤はなぜこのような教材を作ったのか。

回答（中原） クルーズ船で救護に携わった医療救護班員は住んでいる地域での中傷、家族と離れた生活等の心理的負担が大きかった。医療従事者への理解と支援をお願いする意図で作成した。

質問 差別解消のための法整備について理解を進めるための方策は？

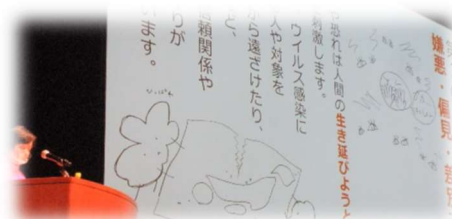
回答（内田） 道徳など自主的な社会規範だけでは差別解消は無理だという事を、障害者差別解消法の制定過程などを通じて学んでおくことが大事。国連が日本に対し差別禁止法の制定を求めていることも学ぶ必要あり。

回答（松村） 新型コロナに関わる差別の未然防止や規制に寄与できていないという事実を積み上げること。そのうえで差別を法や条例で禁止しなければならないことを訴えている。新型コロナ差別をめぐる、各地で差別禁止規定を明記した感染症対策条例が施行、あるいは、施行されようとしている。このような動きを部落差別やヘイトスピーチなども同様に禁止規定を明記する法や条例へと改正することが必要。

質問 コロナに感染した社員が出たとき、クレームの電話を受けた。「ご心配をおかけします」と答えた。

お詫びは必要ないと考えたがそれでよいのか。

回答（松村） 他者が関与すべき問題でないものに踏み込み、「謝るまで許さない」といった風潮が生み出され、そのような方向にマスメディアが誘導している状態に懸念を抱いている。誰に謝っているのかわからない記者会見も見受けられる。罹患者が謝る必要はなく、謝ってはいけないと思います。同調圧力で謝罪することが善、謝罪しないことを悪というおかしい方向に動き出した。貴社の対応を尊重します。



参加者の感想

- ・日赤の「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！」については以前見かけたことがあり、とても感心していました。とてもわかりやすいです。また啓発動画もとてもよかったので所属団体でも紹介したいと思いました。
- ・新しい研修の在り方や考え方に対してとても良かったと思います。コロナ問題の最新で現在最も重大な課題と現在の差別実態を重ねた内容で分かりやすく、今後に活かせる内容でした。
- ・人権問題とコロナ問題がどうつながるのかと思っていましたが、差別、人権侵害どれにも共通しているものだと、講演どれも勉強になりました。
- ・人権研究所の松村さんの講演に大変共感できた。新型コロナウイルスの法規制が急務だ。
- ・コロナ差別は既存の差別と同様であり、差別の解消に向けた取り組みをもっと推進していかなければと感じた。やはり差別の法規制は必要である。
- ・不安や恐怖心が差別を助長している。正しい知識、正しく恐れることをメディアがもっと報じてほしい。ネガティブな報道が多すぎる。新規感染者数と同時に回復者数、無症状者数、軽症者数もクローズアップしてはどうか。自分もいつ感染するかわからないという自覚を持ち生活すべきだと思う。
- ・9月末までの県内での「コロナ差別」の状況についての報告があってもいいのではないのか。又自治体等が出した宣言や取り組みについての資料などがこのレジメの中に出ていないのはなぜでしょうか？今課題となることは、何なのかの提示がないのは人権団体として不十分だと思うのだが・・・。
- ・コロナ禍における開催の仕方としては県外の方のリモートでの実施は適切であったと思います。コロナによる偏見・差別が他の差別にもかかわって広くはびこっているということを改めて学びました。
- ・マイノリティが差別対象となりやすいこと、多くの人が差別はいけないと感じながらも、無意識のうちに差別する側に行ってしまうこと、しっかり気をつけたいと再認識できた。



～ 事務局移転しました。 ～

鳥取県人権教育推進協議会事務局は、2020年11月16日に、これまでの場所から、隣の建物に移転しました。「県立人権ひろばふらっと21」から「県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）」3階（団体交流室）への移転です。住所の郵便番号、町名、番地はこれまでと変わりません。建物名だけが変わります。電話番号、メールアドレスの変更ありません。

新住所：鳥取市扇町21 県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）内

移転に際しては、鳥取市、若桜町、八頭町の各人・同推協の担当職員さん、県人教OB等大勢の方々にお手伝いをいただきました。ありがとうございました。

